



# 健康保険委員だより

## 令和7年度 健康診断のご案内

協会けんぽでは、年度内におひとり様1回に限り、健診費用の補助を行っています。

病気の早期発見・早期治療や生活習慣の改善を図る一助として、年に1回、健康状態をチェックして生活習慣を見直しましょう。

■被保険者(ご本人)様には、

### 生活習慣病予防健診 (35歳から74歳までが対象)

- 約19,000円の健診内容が約5,300円の自己負担で受診できる!
- 検査内容は、血液検査、尿検査、心電図検査等に加えて、肺・胃・大腸がんの検診がセットに!
- 付加健診や乳がん検診・子宮頸がん検診もあります。(別途自己負担有・年齢条件有)

➤ 3月17日以降にご案内を事業所様宛に順次お届けしています。

予約  
方法

☎ 健診機関へ電話する  
健診機関一覧はこちら▶



■被扶養者(ご家族)様には、

### 特定健康診査 (40歳から74歳までが対象)

- 約8,000円の健診内容が約1,500円の自己負担で受診できる!  
健診機関によっては、**自己負担0円の場合も!**
- 検査内容は、血液検査、尿検査、診察等です。  
がん検診は市町のがん検診をご利用ください。

➤ 4月上旬から中旬にかけてご案内を被保険者様のご住所へ送付しています。

予約  
方法

☎ 健診機関へ電話する  
健診機関一覧はこちら▶



受診券(見本)

## 健診を受けた後の**行動**こそが大切です!

健診で自身の健康状態が分かったら、改善に向けたアクションが大切です。

健康診断の結果に応じて、以下をご参考いただき健康づくりを進めていきましょう!

異常なし



引き続き、健康づくり、  
毎年の健診を!

生活習慣の改善が必要



協会けんぽの  
特定保健指導を利用!

医療機関への受診が必要



医療機関に早期受診を!

詳しくはこちら▼



# 『健康経営®』をはじめましょう！

「健康経営®」とは、社員の健康を重要な経営資源と捉え、職場の健康づくりに積極的に取り組む経営スタイルのことです。協会けんぽ山口支部では、加入者様の健康増進を目指し、健康づくりに取り組む事業所様をサポートしています。従業員の方々が健康でいきいきと働き続けることができるように、職場の健康づくりの第一歩として、まずは「健康宣言」をしませんか？

## 健康経営®を行うメリット

少子高齢化に伴い、労働力人口は減少し続けております。

そこで、職場において以下のような健康経営に取り組むことで、従業員が高齢になっても健康で元気に働き続けられ、労働力の損失を防ぐことにつながります！

### 健康経営の取組例

- 従業員の健診受診率100%
- 毎日社内でラジオ体操
- 休憩室に体重計や血圧計の設置
- 敷地内全面禁煙
- スポーツイベントの開催 など

## 従業員の満足度向上

心身の健康づくりにより  
明るい職場と  
ワークライフバランスの  
向上を目指します。

## 生産性の維持・向上

役職員一同が心身ともに  
元気に働ける職場を  
目指します。

## リスクマネジメント

職員の健康増進と  
労働災害の防止を  
目指します。



健康経営をさらに  
推進したい事業所様！

まずは「健康宣言」をしませんか？

### 健康宣言のはじめ方

協会けんぽ山口支部では  
現在、約1,400社が登録しています！

「健康宣言登録票」に必要事項を記入し、FAXまたは郵送でお申し込みください。(※)

(※) 同時に山口県が実施している「やまぐち健康経営企業認定制度」へ登録されます。

「健康宣言登録票」は山口支部の  
HPに掲載しています。

協会けんぽ山口支部 健康宣言

検索



お申し込み後、「健康宣言証」などが協会けんぽから届きます。

### 健康宣言した後は？

- 健康宣言証やポスターを用いて、宣言したことを社内外にPR
- 健康づくりの取組を実施
- 年に一回、取組を評価



さらに、  
山口支部から以下のような  
フォローアップもあり！

- 「企業健康カルテ」の提供
- 歯科健診補助事業の実施
- 健康づくり講座
- 健康に関する各種資料の提供

また、取組の評価で基準点を超えると、山口県から「健康経営企業」として認定され特典が受けられます！

「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です

# 山口支部公式LINE友だち追加をお願いします！

配  
信  
内  
容

## ●知って得する健康情報



・令和7年4月15日配信  
健診で守る未来 働く人の健康サポート

## ●協会けんぽの制度に関するお知らせ

- ・マイナ保険証
- ・お得な健診、健康づくり



▼LINEの「友だち追加」からQRコードでまたはID検索で追加をお願いします！

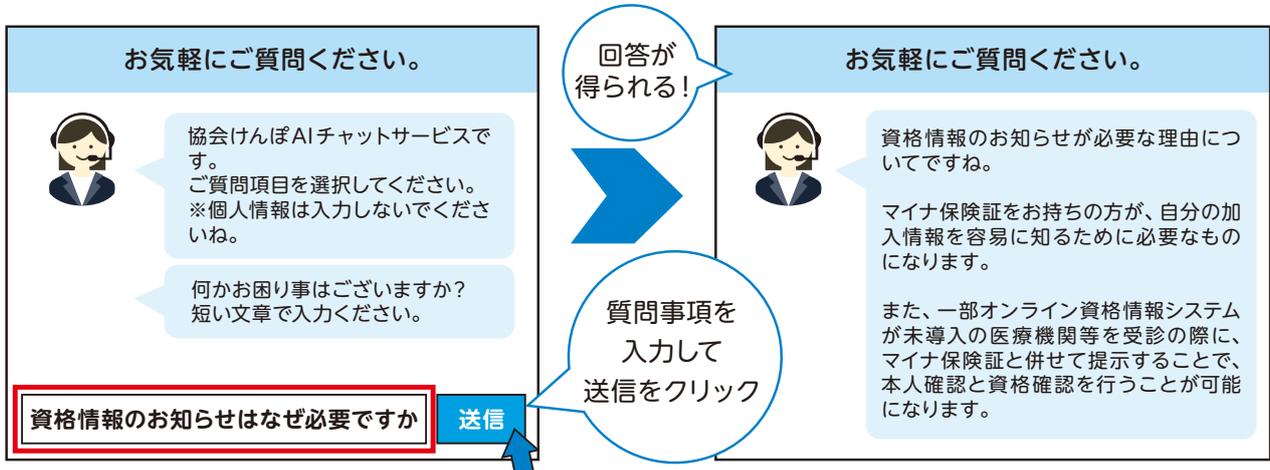


ID : @kenpo\_yamaguchi

## 協会けんぽホームページでは、AIチャットをご利用ください！

各種申請や制度に関するお困りごとはございませんか。AIチャットでは質問事項を選択したり、キーワードを入れることで、皆さまからのお問合せに対して自動回答します。ぜひご利用ください。

○利用例 協会けんぽホームページの右下の青色のバナーをクリック ※365日24時間利用可能です。

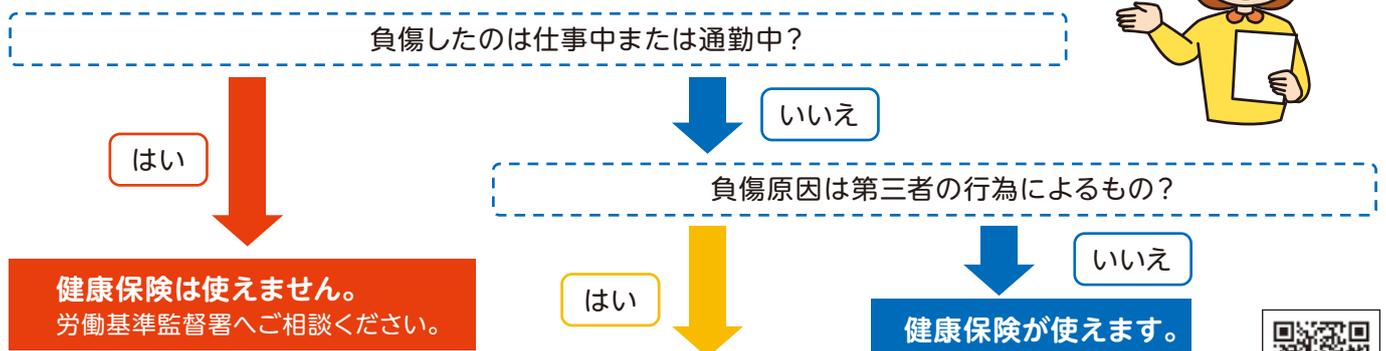


## 交通事故など、第三者の行為による負傷で健康保険を使用する場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

相手がいる交通事故やケンカなど、第三者の行為により負傷をした場合、加害者が治療費を負担するのが原則です。健康保険を使用した場合、加害者が負担すべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなりますので、後日協会けんぽが加害者に対して治療費の請求をします。

この治療費の請求のために「第三者行為による傷病届」が必要となります。

### 健康保険が使えるか、届出が必要か、チェック！



健康保険は使えますが、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者行為による傷病届等についてはこちら▶



# 「こんなとき、どうする？」 協会けんぽの主な給付金等一覧



## ・健康保険給付金 (病気・ケガ・入院等)

こんなときに		給付の種類
	・病気やケガで4日以上仕事を休んだとき 被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給されます。	傷病手当金 支給申請書
	<b>事前申請</b> ・入院等で高額な医療費になりそうなとき マイナ保険証で受診すると、 <b>限度額適用認定証がなくても自己負担額までのお支払いとなります。</b>	限度額適用 認定申請書
	<b>事後申請</b> ・入院等で高額な医療費を支払ったとき	高額療養費 支給申請書
	・出産で仕事を休んだとき 被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給されます。	出産手当金 支給申請書
	・出産したとき	出産育児一時金 支給申請書
	・医療費、治療用装具作製費を全額自己負担したとき	療養費支給申請書 (立替払等・治療用装具)
	・ご本人、ご家族が亡くなったとき	埋葬料(費) 支給申請書

## ・資格情報のお知らせ、資格確認書の交付

こんなときに		交付の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報のお知らせの再交付が必要なとき</li> </ul> ※氏名・生年月日の変更の場合、資格情報のお知らせは自動で送付されませんので、必要な場合はご申請ください。		資格情報のお知らせ 交付申請書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナ保険証を利用した受診ができないとき</li> </ul>		資格確認書交付申請書

▼主な健康保険の給付金等の紹介動画を配信しています  
(YouTube動画)



▼健康保険制度の各種給付金等をまとめた「協会けんぽGUIDE BOOK」はこちら  
(山口支部HP 各種リーフレット等)



### 申請書ご提出の際のお願い

#### 申請書は郵送でご提出ください

協会けんぽでは、**郵送による申請書の提出**をお願いしております。申請書は協会けんぽホームページからダウンロードいただくか、送付希望がございましたらお問い合わせください。



▼申請書ダウンロードはこちら

